

福岡県スポーツ少年団リーダー会規約

(総 則)

第1条 この会は、福岡県スポーツ少年団リーダー会(以下「本会という」と称する。

第2条 本会の事務局は、福岡県スポーツ少年団事務局内におく。

(目 的)

第3条 本会は、団員からリーダーへ、リーダーから指導者への養成及び福岡県内外リーダーと交流を深め、個々の自主性・創造力・開発力を高め発展させることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福岡県スポーツ少年団各種事業への協力
- (2) 県内外リーダー会との交歓交流活動並びに情報交換
- (3) 本会会員の研修会の開催
- (4) 広報活動
- (5) その他、目的達成のために必要な活動

(構 成)

第5条 本会は、福岡県スポーツ少年団に登録しているもので、原則として中学生以上22歳までのジュニアリーダー以上または認定員の資格を有するもので構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記・会計 2名
- (4) 監事 2名

第7条 役員は、総会で選出する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括し、各会議の議長となる。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

第10条 書記・会計は、本会の庶務・会計を司る。

第11条 監事は、本会の会計を監査する。

第12条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 本会に顧問をおく。

2 顧問は、福岡県スポーツ少年団常任委員・福岡県スポーツ少年団事務局担当者・その他特に会長が認めるものとする。

(会 議)

第14条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 代表会
- (2) 総会
- (3) 臨時総会

第15条 代表会は、役員及び顧問をもって構成し、原則として月1回開催する。

2 代表会は、活動内容を細部にわたり検討し、臨時総会に提案する。

第16条 総会は、役員の選出・事業計画・予算・事業報告・決算その他重要事項を審議決定する。

2 総会は年1回、開催する。

第17条 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催することができる。

2 臨時総会は、役員・顧問・会員の過半数で成立する。

第18条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を得て可決する。なお、可否同数の場合は、議長が決する。

(会 計)

第19条 本会の経費は、次に挙げるものをもって支弁する。

- (1) 会費 1,000円
- (2) 補助金
- (3) その他の収入

第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第21条 この規約は、総会で出席者の過半数並びに役員全員一致で承認の後、福岡県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て改正することができる。

附 則

1 この規約は、平成12年 4月 1日から施行する。

2 この規約は、平成16年 5月25日一部改正、同日から施行する。